



国海安第291号
平成27年1月30日

一般社団法人 日本船舶電装協会
専務理事 松村 純一 殿

国土交通省海事局安全政策課長
加藤 光



船舶検査心得の一部改正について

標記について、航海用具の基準を定める告示等に関する船舶検査心得の一部を別添のとおり改正することと致しましたので、よろしくお取り計らい頂きますようお願い致します。

また、関係各位への周知方よろしくお取り計らい頂きますようお願い致します。

船舶設備規程等の一部改正に伴う船舶検査心得の一部改正等について

1. 改正の経緯

(1) ロラン C 局の運用廃止に伴う改正関連（船舶設備規定第 146 条の 24 等）

今般、海上保安庁による我が国のロラン C 局の運用が、平成 27 年 2 月 1 日をもってすべて廃止になることに伴い、船舶設備規程、小型船舶安全規則及び航海用具の基準を定める告示において所要の改正を行ったが、これに伴う船舶検査心得の一部改正を行うものである。

(2) 消防員間の連絡装置の解釈（船舶消防設備規則第 49 条第 5 項等）

昨年 7 月 1 日発効の SOLAS 条約の改正（MSC91）によって、新たに消防員間の連絡装置の備え付けが規定されたことを受けて、国内法においては、船舶消防設備規則を一部改正し、消防員装具の備え付け義務がある船舶を対象に消防員用持運び式双方向無線電話装置の備え付け義務を規定したところである。今般、第 2 種船であって沿海区域又は平水区域を航行区域とする船舶及び第 4 種船のうち、総トン数 100 トン未満の船舶であって車両区域を有するもの（以下、対象船舶）の消防員用持運び式双方向無線電話装置の備え付けを免除することとしたため、船舶検査心得について所要の改正を行うものである。

2. 改正の概要

(1) 船舶設備規程等の一部改正に伴う船舶検査心得の一部改正

航海用具の基準を定める告示心得中、「無線航法装置」を削除する。

(2) 消防員用持運び式双方向無線電話装置に関する船舶検査心得の一部改正

船舶消防設備規則による消防員装具の備え付けに係る規定中、通達「カーフェリーの安全対策について」を取り入れた規定に該当するもののうち、消防員装具の構成が緩和（おの 1 個及び命綱 1 本）されている対象船舶については、防護服、呼吸具等を備えていないため火災現場に進入することができず、消防員間で連絡を取り合うような組織的な消火活動を想定していないことから、これら船舶を消防員用持運び式双方向無線電話装置の備え付け義務の対象から除外する。

3. 今後の予定

公 布：平成 27 年 1 月 30 日

施 行：(1)について 平成 27 年 2 月 1 日より適用

(2)について 公布日より適用

○船舶検査心得 3-1-6 航海用具の基準を定める告示

(傍線の部分は改正部分)

改 正 案	現 行	備 考
<p>3-1-6 航海用具の基準を定める告示</p> <p>第10節 <u>衛星航法装置</u></p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>第16節 デジタル選択呼出装置等 (VHFデジタル選択呼出装置)</p> <p>26.0(e) 遭難呼出しに自動的に船位情報を含むことができるものであるときは、衛星航法装置又は無線航法装置が備えられる場合には、それらの装置から自動的にその情報を入力するように措置し、又、それらの装置が備えられない場合には4時間を超えない間隔で船位及び時刻を手動入力するように措置すること。</p>	<p>3-1-6 航海用具の基準を定める告示</p> <p>第10節 <u>衛星航法装置等</u> (<u>無線航法装置</u>)</p> <p><u>無線航法装置:Terrestrial Radionavigation System</u></p> <p>第16節 デジタル選択呼出装置等 (VHFデジタル選択呼出装置)</p> <p>26.0(e) 遭難呼出しに自動的に船位情報を含むことができるものであるときは、<u>規程第146条の24の規定に基づく衛星航法装置又は無線航法装置</u>が備えられる場合には、それらの装置から自動的にその情報を入力するように措置し、又、それらの装置が備えられない場合には4時間を超えない間隔で船位及び時刻を手動入力するように措置すること。</p>	
<p><u>心得附則(平成27年1月30日)</u></p> <p><u>(適用期日)</u></p> <p><u>本改正後の心得は、平成27年2月1日より適用する。</u></p>		

○船舶検査心得 3-3 船舶消防設備規則

(傍線の部分は改正部分)

改 正 案	現 行	備 考
3-3 船舶消防設備規則	3-3 船舶消防設備規則	
<p>49.5(a) <u>沿海区域又は平水区域を航行区域とする総トン数100トン未満の第2種船であって車両区域を有する船舶にあつては、備え付けることを要しない。</u></p> <p><u>(b)～(d)</u> (略)</p> <p>63.3(a) <u>総トン数100トン未満の船舶にあつては、備え付けることを要しない。</u></p> <p><u>(b) 49.5(b)～(d)</u>は、本項について準用する。</p>	<p>49.5 (新設)</p> <p><u>(a)～(c)</u> (略)</p> <p>63.3 (新設)</p> <p><u>(a) 49.5</u>は、本項について準用する。</p>	
<p><u>心得附則(平成27年1月30日)</u> <u>(適用期日)</u> <u>本改正後の心得は、公布の日より適用する。</u></p>		